

設計図書に対する質問

工事記号 N B 3 5

工事名 船橋市本庁舎 1 階特定天井改修工事

質問事項	回答
1. 船橋市公告第 1 号の 3 契約時に使用する約款につきましては、前回公告時の質疑回答とともに 2025/8/22 に受領した「工事請負契約書（案）」（以下の質疑では「工事請負契約書（案）」という）が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	1. 本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約になりましたので、前回回答した契約書案とは一部異なります。なお、約款部分に変更はありません。別添の契約書案をご確認ください。
2. 船橋市公告第 1 号の 3 物価上昇の取り扱いにつきましては、船橋市 HP 掲載の「工事請負契約書第 26 条の運用について」に準拠し、「工事請負契約書（案）」の第 26 条に基づき処理解決されるものと理解してよろしいでしょうか。	2. お見込みのとおりです。
3. 船橋市公告第 1 号の 3 入札等について 2 回目の入札における注意事項(4) 「設計図書等に対する質問等は受け付けない。」とありますが、1 回目の入札における質疑回答により明確にならなかつた事項が判明し疑義が残っている場合は、疑義解消のため、発注者様・受注者と協議の上、解決を図られるものと理解してよろしいでしょうか。	3. 公告に記載のとおり、本工事の入札における質問・回答は 1 回のみです。2 回目の入札にあたり、設計図書等に対する質問の受け付けや協議等は行いません。
4. 船橋市公告第 1 号の 3 契約締結時期(4) 「本工事の仮契約が解除となった場合、または本契約とならない場合」の事由が受注者の責によらないものであった	4. 公告に記載のとおり、事由によらず損害賠償請求はできません。

<p>場合、受注者に被った損害の賠償は請求できるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
<p>5. 船橋市公告第1号の3 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等について 「落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、船橋市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。」とありますが、「通知書（注）5.」に「本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。」とありますとおり、「通知書」にない事象により、請負代金額が明らかに適当でないと認められる場合においても、「工事請負契約書（案）」に基づき、変更協議いただけることを確認させていただけますでしょうか。</p>	<p>5. お見込みのとおりです。</p>
<p>6. 船橋市建設工事等一般競争入札 実施要領 第1条趣旨 「設計等コンサルタント」様の本案件の入札業務における役割と権限について、ご教示ください。 また、「設計等コンサルタント」様から参加者に直接の指示・助言が行われる場合、その指示・助言による行為の結果は、発注者様に帰属すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>6. 「船橋市建設工事等一般競争入札実施要領」は、工事の入札と設計等コンサルタント（業務）の入札の手続きを定めたものです。本件は工事の入札であり、設計業者は本工事の入札業務において、役割や権限は有しておりません。</p>
<p>7. 船橋市一般競争入札【総合評価型】 実施要領</p>	<p>7. 本工事は施工計画の提出は不要の総</p>

<p>本工事は「総合評価型（施工能力評価タイプIV類）」にて施工計画の提出は不要のため、本実施要領に記載のある「施工計画」関連の条文は全て適用外という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>合評価型（施工能力評価タイプIV類）の為、船橋市一般競争入札【総合評価型】実施要領第10条に記載の施工計画は適用外です。</p>
<p>8. 特記仕様書1章各章共通事項 6 条件明示項目 「行事等により、短期の施行不能日あります。」とありますが、施工不能日について、期間・内容等をご教示ください。</p>	<p>8. 現時点で行事は有りませんが、閉庁日に市長表敬訪問等がある場合もあり、このような場合に一時的に作業を止める等をお願いする可能性があります。</p>
<p>9. 特記仕様書1章各章共通事項 6 条件明示項目 「船橋市庁舎管理規則」を遵守いたしますが、やむを得ない事情等により変更が必要な場合については、別途協議いただきますようお願いいたします。</p>	<p>9. やむを得ない事情等がある場合は、別途協議とさせていただきます。</p>
<p>10. 特記仕様書1章各章共通事項 6 条件明示項目 「部分使用」は「有り」、「工事完了した工区から都度、部分使用とする。範囲、時期は協議の上決定とする」とありますが、「部分使用箇所」の記載がございません。 「工事概要書 1. 工事概要 1-8 部分使用部分引渡し」においては、部分使用「あり」、「範囲：工事中工区以外の玄関ホール及び待合ロビー」とありますが、こちらが正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>10. お見込みのとおりです。</p>
<p>11. 特記仕様書1章各章共通事項 8 材料の品質等 「特別な材料の工法」との記載がございますが、具体的にどのような材料を指すのでしょうか。「材料の製造所の指定</p>	<p>11. 本工事では、国土交通省告示771号の耐震天井が該当します。工法については、製造所が指定する工法として下さい。</p>

する工法」を、ご教示願います。

12. 特記仕様書1章各章共通事項

18 施工図等の取扱

「施工図等」の内容については、受注者に責任がありますが、使用権を発注者様に「移譲」するのであれば、それらを使用するという行為に伴う責任は、発注者様にあるとの理解でよろしいでしょうか。

13. 工事設計書建築工事

細目別内訳待合ロビー

移設が必要とされているグランドピアノにおいて、管理上の取扱注意事項がございましたら、ご教示ください。

14. 工事設計書建築工事

細目別内訳待合ロビー

グランドピアノ等の移設対象物については、「工事前移設+工事後元の場所へ再移設」までの間に、受注者の責によらず、受注者が善管注意義務を果たしても避けられない事由により破損等が生じた場合は、免責対象となると理解してよろしいでしょうか。

15. 工事請負契約書（案）

第25条 請負代金額の変更方法等

「協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、両者にとって合理的な金額にならない可能性が生じるうえ、「工事請負契約書（案）」冒頭に「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づい

12.

お見込みのとおりです。

13.

温度や湿度が通常の室内環境を逸脱しないように、また、日光や水濡れ、粉塵等の影響がないように注意し、衝撃や過度な振動を与えないようにしてください。

保管時はカバーを掛けてください。

14.

お見込みのとおりです。

15.

本市では、国や千葉県と同様に公共工事標準請負契約約款に準じた契約書を使用しております。契約の円滑な履行のため、協議期限等についての定めは必要であると考えていることから、契約書案の変更は行いませんが、変更契約の内容については、両者で事前に確認したうえで協議を

<p>て、別添の条項によって公正な請負契約を締結」とある契約趣旨に反するものと考えられますので、ただし書きについては削除いただき、両者が合意するまで協議させていただきますようお願ひいたします。</p>	<p>行うなど、一方的な通知とならないよう対応しています。</p>
<p>16. 工事請負契約書（案）</p> <p>第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更</p> <p>本条に基づき請負代金額の変更を請求するときの詳細は、国交省が発行する各種スライドの運用マニュアルに基づくとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>16.</p> <p>工事請負契約書第 26 条の賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は、本市の全体スライド条項運用基準、単品スライド条項運用基準、インフレスライド条項運用基準に基づき実施します。</p>
<p>17. 工事請負契約書（案）</p> <p>第38条 部分払</p> <p>部分払を請求する回数が記載されておりませんが、年1回を前提にご協議いただきますようお願ひいたします。</p>	<p>17.</p> <p>本工事において部分払を請求できる回数は、令和 8 年度に 1 回を予定しています。</p>
<p>18. 工事請負契約書（案）</p> <p>第58条 火災保険等</p> <p>火災保険につきましては、建設工事保険にて代替できますので、火災保険を付保する必要はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>18.</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
<p>19. 船橋市公告第 1 号の 3</p> <p>本工事の入札参加者に必要な資格等（公告日時点）_施工実績</p> <p>『過去 10 年以内に工事が完成し引渡しが済んだ、国（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）」第 1 条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体が発注した、以下の全ての条件を満た</p>	<p>19.</p> <p>裁判所が発注した工事については、本工事公告の入札参加者に必要な資格等の「施工実績」に記載の、国が発注した工事に含まれます。</p>

す建築一式工事の元請実績』との記載がありますが、裁判所等の司法府が発注者である場合、国が発注した建築一式工事の元請実績としてお認めいただけますでしょうか。